

院長 コラム

一緒に考えましょう
健康のこと
医療のこと

⑥1

個人情報保護と医療情報



市民病院
院長 神谷里明

皆さんは今までにかかった病気、ケガなどの病名、自分が受けた検査結果、処方されている薬を説明できますか？新たに医療機関を受診すると、これらのことを聞かれます。

このような医療情報は個人に関わる非常に重大な情報です。今までの病名や現在の病名など人に知られたくないことも多く含まれています。現在病院で使用されている電子カルテは外部に情報が漏れないように基本的に外部と遮断されています。

他の医療機関に受診したときにこれらのことを聞かれます。病院としても必要な情報ですが、すぐに手に入りません。病状によってはすぐに対処しなければならぬときもあります。患者さんが電子情報として携帯するか、問い合わせですぐに情報が得られるシステムがあれば、患者さん本人およびその

人の診療に当たる医師など、医療関係者にも大きなメリットがあります。

残念ながら医療データは全国共通の形式で保存されているわけではなく、各病院、各医院のカルテシステム固有の保存形式で記録されており、外部への持ち出しは大きく制限されています。画像に関しては全国共通の形式が決められており、電子データで保存してあれば見ることはできます。しかし病名、医師、看護師などのカルテ記載内容、採血結果、心電図などの生理検査結果、処方内容等は共通形式がありません。

現在地域によつてはグループを作つて検査結果などがお互いに見られるようなシステムを作っているところもあります。しかしまだ限られた病院群、地域だけで行われており、全国どこに行っても自分のデータを見たり、示したりすることはできません。

理想としては各自の医療データを個人で管理（カードか仮想空間など）として、必要時に提示できるようにすれば無駄もなくなると思われます。ただし、その情報は個人のものであり、他の人に簡単に見られないようにしておく必要があります。その個人情報保護と利便性との間で良い方法がまだ見つかっていません。そこにはお金（システムを作り、継続していくコスト）も係わってきます。今後はその中に遺伝情報が入ってくることも考えられ、ますます個人情報管理が重要になっています。